

# 令和3年度 若年技能者人材育成支援等事業 東京都における推進計画

令和3年度厚生労働省若年技能者人材育成支援等事業「実施要領」及び「委託実施計画」、令和2年度の連携会議の意見等を踏まえ、ものづくりマイスター・ITマスター・テックマイスター（以下、「ものづくりマイスター等」という）の掘り起こし、派遣をコーディネートすることにより、若年技能者の人材育成支援を行うとともに、児童・生徒や若者のものづくり分野への関心が一層高まるよう、東京都における各種技能振興事業の推進計画を策定する。なお、計画の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、厚生労働省とも協議し適切に対応していく。

## 1 地域における技能振興事業

### (1) 技能五輪全国大会の予選の実施・援助

#### ア 技能五輪全国大会の予選会の実施

- (ア) 技能五輪全国大会令和3年東京開催に向けて、予選職種の拡大を図っていく。
- (イ) 実施に当たっては、業界の協力により円滑な運営を図る。

#### イ 技能五輪全国大会等への参加に対する援助

技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会の実施に際し、参加選手や指導者の参加旅費、道具等の運搬費に対する援助を実施する（選手が大企業に雇用されている場合は除く）。

### (2) 地域における技能振興事業の実施

#### ア イベントの実施

##### 〈ものづくりフェア東京2021〉

匠の技の作品展示・実演・体験を通してものづくりの素晴らしさや重要性、必要性をアピールし技能尊重気運の醸成を図るため、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、WEB等の活用も視野に実施する。

##### 〈技能五輪全国大会併催イベント〉

「第59回技能五輪全国大会」のメイン会場となる東京ビックサイトで同時期に開催される東京都主催「ものづくり・匠の技の祭典2021」へ参加する形で実施する。

#### イ ブロック単位でのイベントの実施

中央技能振興センターが全国各ブロック単位で実施しているイベントを周知するとともに、広報事業者や中央技能振興センターに協力していく。関東甲信越ブロックについては、東京で開催される「第59回技能五輪全国大会」との併催となる。

##### (ア) 「技能士展」の実施

技能士の活動の紹介、技能検定の紹介、作品展示、技能士が活躍している企業の紹介（製品等を展示）等

##### (イ) 「技能競技大会展」の実施

技能競技大会（技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会、技能グランプリ）の紹介等

### ウ 技能五輪全国大会等上位入賞者による技能の実演

技能五輪全国大会等上位入賞者による技能の実演を披露することにより、技能競技大会や技能の素晴らしさを伝える。

### エ 熟練技能者派遣による実技指導の実施

ものづくりマイスター認定職種以外の技能分野の実技指導の要請に対し、当該分野等の熟練技能者を派遣する。

### オ 技能の魅力伝えるものづくり普及啓発事業（ものづくり体験教室）の実施

ものづくりの魅力を実感することにより広く技能への関心を高めるため、地域で実施するものづくりに関連するイベントへの熟練技能者を派遣する。

### カ 技能競技大会の見学

若者が技能に真剣に取り組む姿勢を高校生等が実感することにより、技能への関心を高めるため、日帰りバス等による第59回技能五輪全国大会の見学会を実施する。

### キ「地域発！いいもの」応援事業の実施

中央技能振興センターが実施する「地域発！いいもの」応援事業について、地域で行われる技能振興に関連する取組みや制度の掘り起し、企業・業界団体等へのチラシ配布、当協会DM等によるPRを行うとともに、応募関係事務（受付、チェック、中央技能振興センターへの書類送付、審査結果の通知）を行う。

### ク グッドスキルマーク事業の実施

中央技能振興センターが実施する「グッドスキルマーク事業」について、東京都技能士会連合会等を通じPRを行い、応募関係事務（受付、チェック、中央技能振興センターへ書類送付、審査結果の通知）を行う。

### ケ 現代の名工の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援

令和2年度、3年度の卓越した技能表彰者の技能を紹介するため、中央技能振興センターが行うコンテンツの作成を支援する。（被表彰者への取材し、センターに提出）

## 2 ものづくりマイスター等の活用事業

### (1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助

#### ア 相談窓口の設置

東京都技能振興コーナーに設置した若年技能者の人材育成に係る相談窓口において、専任職員による随時相談を受けるなど、きめ細かな対応を図る。

#### イ 人材育成の相談・援助

若年技能者の人材育成に係る相談・援助を実施する。

（技能検定試験の実技課題や技能五輪全国大会の競技課題等を活用した人材育成の取組マニュアルの作成、企業等の訓練計画作成のアドバイス、指導者の紹介、好事例の紹介、指導者の派遣や訓練施設のコーディネート等）

#### ウ ものづくりマイスター等制度の紹介

技能振興コーナーのホームページにおける制度の紹介を充実させるとともに、ポスター、パンフレット、電子媒体等を活用し、効果的に制度の周知を図る。

#### エ 3級技能検定の資格付与の案内

ものづくりマイスター等が行う実技指導の中で、一定の条件が満たされれば3級技能検定の資格付与が可能であることを案内する。

#### オ 企業への訪問相談の実施

ものづくりマイスター等派遣に関心を持つ企業への訪問相談を新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ実施していく。

## (2) ものづくりマイスター等の発掘・登録

企業や学校からのものづくりマイスター等派遣要請に的確に対応していくため、ものづくりマイスター等の登録数（ストック）及び登録職種の数（メニュー）を増やしていく。令和3年度のものづくりマイスター等の登録数については、令和2年度の実績を踏まえ、厚生労働省との協議に基づき目標数値を定め、随時募集する。

### ア 登録活動の推進

ものづくりマイスター等に対する関心を高めるため、ものづくりマイスター等の活動の意義や具体的な活動事例を紹介する募集パンフレットを活用し、ものづくりマイスター等登録活動を推進していく。

### イ 企業・団体への働きかけ

ものづくりマイスターについては、業界の中核をなしている技能者（所謂、第二世代技能者）に対し、ものづくりマイスター認定申請を積極的に働きかけるよう企業・業界団体に引き続き求めていく。

### ウ 職業教育訓練施設等の講師に対する働きかけ

幅広い職種について職業教育訓練を行っている職業能力関係施設や専門学校等の協力を得て、当該施設のものづくり職種の講師に対して認定申請を要請する。

### エ IT企業への働きかけ

ITマスターについては、一般社団法人東京都情報産業協会や特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会等のIT団体や業界と引き続き連携して、周知を図るとともに、IT企業訪問等を行っていく。

### オ テックマイスター制度の周知

テックマイスターについては、認定数を増やすため、改めてテックマイスター制度についての周知を行っていく。

## (3) ものづくりマイスター等派遣による実技指導

ものづくりマイスターの要請のあった職種で、都内ものづくりマイスターがいない場合は、広域派遣制度に基づき近隣県のものづくりマイスターの活用も図っていく。

ITマスターの企業や学校派遣による実技指導の実績を上げるため、HPや当協会のDMを活用して広報に努める。

### ア 学校等へのものづくりマイスター等派遣による実技指導の実施

受入れ実績のある学校については、年度当初に年間派遣計画を作成して計画的な派遣を実施し、未実施校については、専門高校の設置科と職種との関係を整理し、予算の範囲内で校数や実施量のバランスを図りながら派遣を実施していく。

実施に当たっては、主に技能検定課題や技能競技大会の競技課題を活用し、工業高校や農業系等の専門高校コース、普通高校コース（製造業・建設業就職内定者向け）、大学・専修学校等コース（製造業・建設業就職内定者向け）を設定し、ニーズに合った実技指導を行う。

### イ 中小企業等におけるものづくりマイスター等の活用の促進

中小企業等へのものづくりマイスター等派遣実績を増やすため、制度の周知徹底を図る。また、中小企業における一層の生産性向上とIT化への対応を支援する「ITマスター制度（平成28年度）」及び「テックマイスター制度（平成30年度）」を活用して、中小企業へのものづくりマイスター等派遣を促進する。

(ア) 制度について、当協会HPや定期的に当協会会員や企業へ発送しているDMを通じて広報する。

(イ) ものづくりの盛んな区市の産業経済部門や産業団体との連携・協力を一層推進す

る（城南・城東地域等）。個別企業レベルでは、ニーズに応じてものづくりマイスター等派遣を行っている多摩地域にもアプローチしていく。

(ウ) ものづくり産業集積地域における中小企業の若手経営者による自主的グループや地域のハブ企業に新たな制度等を周知する。

(エ) 人材育成に意欲のある企業やものづくりマイスター等の活用に前向きな企業の実体的なニーズ等を把握し、ものづくりマイスター等と企業とのマッチングを図る。

(オ) 工業高等学校卒業生の就職先企業に対するものづくりマイスター等派遣制度のPRを行っていく。

#### ウ 指導内容の記録、課題等の伝達

受講生の到達度、今後の課題や感想等を記録し、受講生に対して受講後の記録内容等を伝えると共に、今後の技能の向上に役立つよう指導する。

#### (4) 「目指せマイスター」プロジェクトの推進

「目指せマイスター」プロジェクト等の推進を図るため、教育関係者や児童・生徒に対するものづくり・ITの魅力発信を行っていく。（国から各都道府県や市区町村教育委員会宛に協力要請が通知されている。）

実績のある地域（中野、文京、江東、目黒、足立、墨田、北、葛飾、武蔵野、三鷹、東村山等）や未実施地域、これまで重点的に事業の普及に努めてきた地域（大田、新宿、板橋、江戸川）について、予算の範囲内でバランスを考えて実施していく。

#### ア 学校の授業等へものづくりマイスターを講師として派遣

小中学校の他、普通高校や総合高校の授業等へものづくりマイスターを講師として派遣し、ものづくりの魅力を発信していく。

#### イ 学校教員や保護者に対するものづくりの魅力発信

若者に影響力のある教員や保護者を対象として、ものづくりの魅力に関する講座等を実施する。

#### ウ ITの魅力発信

児童・生徒がIT分野に興味を持ち理解を深めることができるよう、ITマスターを学校へ派遣し、グラフィックデザイン等職種のITの魅力発信していく。

実施規模については、令和2年度の実績を踏まえ、厚生労働省と協議の上、目標数値を定める。

#### (5) ものづくりマイスター等に対する指導技法等講習会の実施

認定されたものづくりマイスター等に対し、指導技法に優れている講師により、指導技法の習得と向上のための講習会を随時開催する。講習会の未受講者については、積極的に受講を呼びかける。

#### (6) ものづくりマイスター活動意志確認

過去3年間活動実績のないものづくりマイスターに対し、ものづくりマイスターとしての活動の意志確認を行うとともに、最新版のテキストや事例集等の情報提供を行う。

### 3 連携会議

#### (1) 連携会議の開催

東京都の産業特性、就業構造等を踏まえた、本事業の推進計画に関する審議・決定や

進捗状況の管理を行うため、平成25年度より連携会議を設置している。個別事業が関係者や地域の協力によって計画的にかつ円滑に実施されるように、連携会議に分科会（ものづくり・IT分科会、教育分科会）を設置していた。令和3年度の連携会議は、以下の体制で行うこととする。

連携会議は、年度当初には、都道府県単位の推進計画の決定を行う。年末においては、当該年度の実施状況の他、次年度に向けた改善事項等を連携会議に報告し、取り纏めを行う。

ア 連携会議の構成

(ア) 構成メンバー

学識経験者、経営者団体、労働者団体、技能士会、教育関係者団体、東京労働局、東京都など

(イ) 分科会の構成

学識経験者、企業、業界、行政機関、教育機関、ニート・フリーター関係団体など。

イ 開催時期

(ア) 本連携会議

2回程度

(イ) 分科会

開催は、本連携会議の状況により随時行う。令和3年度の分科会の編成は、令和2年度に引き続き2分科会とする。

(2) 事業協力体制の整備

事業を推進していく上で、戦略的かつ中長期的な動きが出来るように各種団体等と事業の協力体制を構築していく。

(対象) 各技能士会、各技能検定協力団体、連携会議メンバー所属組織など